

議案第84号

令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、268,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61,631,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月8日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

1 歳 入

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	地方創生推進事業	43,200
9 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	114,240
	3 河川費	排水施設維持事業	188,770

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
行政情報システム改修業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	11,528
地域包括支援センター運営事業	自 令和7年度 至 令和10年度	638,700
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	193,783

第 4 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
道路等整備事業債	1,153,400	1,187,700
河川整備事業債	618,600	636,600

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 16 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
16		使用料及び手数料	317,303	8,305	325,608
	1	使用料	260,425	660	261,085
		3 衛生使用料	1,165	660	1,825
	2	手数料	56,878	7,645	64,523
		2 衛生手数料	11,849	7,645	19,494
17		国庫支出金	10,540,099	3,548	10,543,647
	2	国庫補助金	3,558,663	3,548	3,562,211
		1 総務費国庫補助金	925,221	3,548	928,769
19		財産収入	58,242	18,044	76,286
	2	財産売払収入	308	18,044	18,352
		1 不動産売払収入	307	18,044	18,351
20		寄附金	640,001	80,000	720,001
	1	寄附金	640,001	80,000	720,001
		2 総務費寄附金	610,000	80,000	690,000
22		繰越金	74,388	27,282	101,670
	1	繰越金	74,388	27,282	101,670
		1 繰越金	74,388	27,282	101,670
23		諸収入	1,053,225	78,875	1,132,100
	5	雑入	997,108	78,875	1,075,983
		3 総務費収入	346,563	3,842	350,405
	4	民生費収入	196,989	61,989	258,978
	5	衛生費収入	148,016	260	148,276
	12	教育費収入	57,865	12,784	70,649
24		市債	5,679,800	52,300	5,732,100
	1	市債	5,679,800	52,300	5,732,100
		6 土木債	2,387,700	52,300	2,440,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生使用料	660	1 墓地使用料	
1 保健衛生手数料	7,645	1 永代管理手数料	
2 戸籍住民基本台帳費補助金	3,548	1 社会保障・税番号制度システム整備費国補助金	
1 土地売却収入	18,044	1 普通財産売却収入	
1 総務管理費寄附金	80,000	1 民間支援型ふるさと応援寄附金	
1 前年度繰越金	27,282	1 前年度繰越金	
1 総務管理費収入	3,842	1 コミュニティセンター修繕地元負担金	
2 老人福祉費収入	61,989	1 介護保険特別会計繰出金精算による返納金	
1 保健衛生費収入	260	1 物品販売等収入	
2 社会教育費収入	12,784	1 学習等供用施設補修費地元負担金	7,176
		2 公民館施設補修費地元負担金	5,608
1 道路橋梁債	34,300	1 道路等整備事業債	
2 河川債	18,000	1 河川整備事業債	

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
2	1		総務費	6,598,271	98,348	6,696,619	87,390	10,958
			総務管理費	5,113,533	94,800	5,208,333	83,842	10,958
		7	企画費	338,995	80,000	418,995	その他 80,000	
		15	財産管理費	344,914	14,800	359,714	その他 3,842	10,958
	3		戸籍住民基本台帳費	399,690	3,548	403,238	3,548	
		1	戸籍住民基本台帳費	399,690	3,548	403,238	国庫支出金 3,548	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	36,000	1 企画推進事業	80,000
18 負担金、補助及び交付金	44,000	(1) 地方創生推進事業	(80,000)
10 需用費	14,800	1 庁舎等管理事業	14,800
		(1) 庁舎等管理経費	(14,800)
12 委託料	3,548	1 戸籍住民基本台帳管理事業	3,548
		(1) 戸籍振り仮名対応経費	(3,548)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
4	1		衛生費	5,097,156	20,935	5,118,091	8,565	12,370
			保健衛生費	2,926,649	20,935	2,947,584	8,565	12,370
		6	墓地費	9,426	20,935	30,361	その他 8,565	12,370

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	1,334	1 墓地管理運営事業	19,327
4 共済費	242	(1) 市営墓地管理一般経費	(19,327)
8 旅費	32	2 人件費支給事業	1,608
10 需用費	1,264	(1) 会計年度任用職員人件費（墓地費）	(1,608)
11 役務費	1,486		
12 委託料	3,603		
13 使用料及び 賃借料	154		
15 原材料費	100		
17 備品購入費	215		
22 償還金、利 子及び割引 料	4,860		
24 積立金	7,645		

(款) 9 土木費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
9			土木費	8,262,084	114,071	8,376,155	52,300	61,771
	2		道路橋梁費	2,516,306	77,071	2,593,377	34,300	42,771
		4	橋梁維持費	180,087	38,000	218,087	国庫支出金 20,900 市債 15,400	1,700
		6	道路整備事業費	1,496,823	39,071	1,535,894	国庫支出金 △20,900 市債 18,900	41,071
	3		河川費	920,836	18,000	938,836	18,000	
		4	排水路維持費	413,117	18,000	431,117	市債 18,000	
	6		住宅費	375,666	19,000	394,666		19,000
		2	住宅対策費	114,629	19,000	133,629		19,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	9,000	1 橋梁維持事業	38,000
14 工事請負費	29,000	(1) 橋梁長寿命化事業	(38,000)
14 工事請負費	300	1 道路整備事業	39,071
16 公有財産購入費	38,771	(1) 一之木5丁目16号線整備事業	(39,071)
14 工事請負費	18,000	1 排水施設維持事業	18,000
		(1) 排水機場維持管理経費（ポンプ場機能更新）	(18,000)
18 負担金、補助及び交付金	19,000	1 住宅対策事業	19,000
		(1) 住宅・建築物耐震改修等促進事業	(19,000)

(款) 11 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
11	5		教育費	6,587,032	35,000	6,622,032	12,784	22,216
			社会教育費	1,662,685	35,000	1,697,685	12,784	22,216
		2	社会教育推進費	191,844	35,000	226,844	その他 12,784	22,216

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	35,000	1 公民館・学習等供用施設管理運営事業	35,000
		(1) 公民館管理運営経費	(17,000)
		(2) 学習等供用施設維持管理経費	(18,000)

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,044) 1,054	1,880,407	4,052,155	2,956,394	8,888,956	1,628,243	10,517,199	
補 正 前	(1,042) 1,054	1,879,073	4,052,155	2,956,394	8,887,622	1,628,001	10,515,623	
比 較	(2) 0	1,334	0	0	1,334	242	1,576	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

ア 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(995) 19	1,880,407	35,694	308,671	2,224,772	340,446	2,565,218	
補 正 前	(993) 19	1,879,073	35,694	308,671	2,223,438	340,204	2,563,642	
比 較	(2) 0	1,334	0	0	1,334	242	1,576	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込み)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
行政情報システム改修業務委託	11,528			自 R 7 至 R 8	11,528				11,528
地域包括支援センター運営事業	638,700			自 R 7 至 R 10	638,700	368,847		146,901	122,952
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和7年度債務負担行為)	193,783			自 R 7 至 R 10	193,783				193,783

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	補正前の額	35,789,258	35,017,958	6,557,300	3,332,272	38,242,986
	補 正 額	0	0	52,300	0	52,300
	計	35,789,258	35,017,958	6,609,600	3,332,272	38,295,286
(6) 土 木 債	補正前の額	10,520,358	11,340,364	3,166,900	1,040,771	13,466,493
	補 正 額	0	0	52,300	0	52,300
	計	10,520,358	11,340,364	3,219,200	1,040,771	13,518,793
計	補正前の額	57,140,951	54,459,985	6,567,800	5,369,523	55,658,262
	補 正 額	0	0	52,300	0	52,300
	計	57,140,951	54,459,985	6,620,100	5,369,523	55,710,562

* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第 85 号

令和 7 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、87,988 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,613,095 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

(単位：千円)

-22-

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金	81,798	87,988	169,786
歳 出 合 計	15,525,107	87,988	15,613,095

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				87,988
				87,988

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
2			国庫支出金	3,814,872	184	3,815,056
	2		国庫補助金	862,320	184	862,504
		2	地域支援事業交付金	89,182	184	89,366
3			支払基金交付金	4,059,125	6,070	4,065,195
	1		支払基金交付金	4,059,125	6,070	4,065,195
		1	介護給付費交付金	3,985,945	6,070	3,992,015
4			県支出金	1,889,923	56,121	1,946,044
	1		県負担金	1,845,345	55,781	1,901,126
		1	介護給付費県負担金	1,845,345	55,781	1,901,126
	2		県補助金	44,578	340	44,918
		1	地域支援事業交付金	44,578	340	44,918
7			繰越金	1	25,613	25,614
	1		繰越金	1	25,613	25,614
		1	繰越金	1	25,613	25,614

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 過年度分地域支援事業 交付金	184	1 過年度分地域支援事業交付金
2 過年度分介護給付費交 付金	6,070	1 過年度分介護給付費交付金
2 過年度分介護給付費負 担金	55,781	1 過年度分介護給付費負担金
2 過年度分地域支援事業 交付金	340	1 過年度分地域支援事業交付金
1 前年度繰越 金	25,613	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
6			諸支出金	81,798	87,988	169,786		87,988
	1		償還金及び還付 加算金	5,101	87,988	93,089		87,988
		2	償還金	1	87,988	87,989		87,988

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	87,988	1 国庫支出金等返還金 (1) 国庫支出金等返還金	87,988 (87,988)

議案第 86 号

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市総合計画条例及び伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例
(伊勢市総合計画条例の一部改正)

第1条 伊勢市総合計画条例（平成29年伊勢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「15人」を「20人」に改め、同条第6項を同条第12項とし、同条第5項の次に次の6項を加える。

6 審議会に、特別の事項について調査審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

7 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

9 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

10 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

11 専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(伊勢市附属機関条例の一部改正)

第2条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部スマートシティ伊勢推進構想策定委員会の項から伊勢市まち・ひと・しごと創生会議の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(伊勢市総合計画条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 伊勢市総合計画審議会の委員の定数のうち、第 1 条の規定による伊勢市総合計画条例第 8 条第 2 項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに委嘱され、又は任命された伊勢市総合計画審議会の委員の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から、その委嘱又は任命の際現に伊勢市総合計画審議会の委員である者の任期満了の日までとする。

(伊勢市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日においてスマートシティ伊勢推進構想策定委員会、伊勢市行政改革推進委員会又は伊勢市まち・ひと・しごと創生会議の委員等、臨時委員等又は専門委員等である者の任期は、第 2 条の規定による改正前の伊勢市附属機関条例別表第 1 又は第 6 条第 3 項若しくは第 4 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(説 明)

これは、伊勢市が策定する計画等を統合することに伴い、附属機関を整理するため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市総合計画条例（第1条関係）

改正後	改正前
第1条～第7条 略 （伊勢市総合計画審議会） 第8条 総合計画に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、委員<u>20人</u>以内で組織する。 3～5 略 <u>6 審議会に、特別の事項について調査審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u> <u>7 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u> <u>8 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>9 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>10 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。</u> <u>11 専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。</u> <u>12 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</u> 第9条 略	第1条～第7条 略 （伊勢市総合計画審議会） 第8条 総合計画に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、委員<u>15人</u>以内で組織する。 3～5 略 <u>6 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</u> 第9条 略

伊勢市附属機関条例（第2条関係）

改正後	改正前
第1条 略 （設置） 第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等	第1条 略 （設置） 第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等

(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。						(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。					
2 略						2 略					
(所掌事務)						(所掌事務)					
第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。						第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。					
(組織)						(組織)					
第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。						第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。					
2・3 略						2・3 略					
(委員等の任命)						(委員等の任命)					
第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。						第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。					
2・3 略						2・3 略					
(委員等の任期等)						(委員等の任期等)					
第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。						第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。					
2～4 略						2～4 略					
第7条～第9条 略						第7条～第9条 略					
別表第1(第2条―第6条関係)						別表第1(第2条―第6条関係)					
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期	執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長						市長	スマートシティ伊勢推進構想策定委員会	スマートシティの推進に関する基本的な構想の策定に関する事項についての調査	15人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 前号に掲げる者	委嘱され、又は任命された日から調査

			審議に 関 する こ と。		のほ か、知 識経 験を 有す る者 (3) そ の他 市長 が必 要と 認め る者	審議 が終 了し た日 まで
	伊勢市 行政改 革推進 委員会	行政改革 の推進に 関する重 要事項に ついての 調査審議 に関する こと。	10 人 以 内		市政に ついて 優れた 識見を 有する 者	2年
	伊勢市 まち・ ひと・ しごと 創生会 議	伊勢市ま ち・ひ と・しご と創生総 合戦略 (まち・ひ と・しご と創生法 (平成26 年法律第 136号)第 10条第1 項に規定 する市町 村まち・ ひと・し ごと創生 総合戦略 をいう。)の 推進に 関する重 要事項に ついての 調査審議	15 人 以 内		(1) 知 識経 験を 有す る者 (2) 関 係行 政機 関の 職員 (3) 関 係団 体の 代表 者 (4) そ の他 市長 が必 要と 認め る者	2年

						に関する こと。			
伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会	略	略	略	略	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会	略	略	略	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会	略	略	略	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会	略	略	略	略
名勝二見浦保存活用計画策定委員会	略	略	略	略	名勝二見浦保存活用計画策定委員会	略	略	略	略
旧賓日館保存整備委員会	略	略	略	略	旧賓日館保存整備委員会	略	略	略	略
旧賓日館保存活用計画策定委員会	略	略	略	略	旧賓日館保存活用計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢うどん調査研究委員会	略	略	略	略	伊勢うどん調査研究委員会	略	略	略	略
伊勢市造船資料保存調査委員	略	略	略	略	伊勢市造船資料保存調査委員	略	略	略	略
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	略	略	略	略	伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市					伊勢市				

美術展 覧会運 営委員 会	略	略	略	略	美術展 覧会運 営委員 会	略	略	略	略
伊勢市 美術展 覧会審 査委員 会	略	略	略	略	伊勢市 美術展 覧会審 査委員 会	略	略	略	略
伊勢市 市民公 益活動 促進委 員会	略	略	略	略	伊勢市 市民公 益活動 促進委 員会	略	略	略	略
伊勢市 人権映 画祭実 行委員 会	略	略	略	略	伊勢市 人権映 画祭実 行委員 会	略	略	略	略
伊勢市 人権映 画祭選 考委員 会	略	略	略	略	伊勢市 人権映 画祭選 考委員 会	略	略	略	略
伊勢市 予防接 種健康 被害調 査委員 会	略	略	略	略	伊勢市 予防接 種健康 被害調 査委員 会	略	略	略	略
伊勢市 ケアプ ラン点 検委員 会	略	略	略	略	伊勢市 ケアプ ラン点 検委員 会	略	略	略	略
伊勢市 高齢者 虐待防 止対策 委員会	略	略	略	略	伊勢市 高齢者 虐待防 止対策 委員会	略	略	略	略
伊勢市 地域福 祉計画 推進委 員会	略	略	略	略	伊勢市 地域福 祉計画 推進委 員会	略	略	略	略

伊勢市再犯防止推進計画策定委員会	略	略	略	略	伊勢市再犯防止推進計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略	伊勢市災害義援金配分委員会	略	略	略	略
伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略	伊勢市老人ホーム入所判定委員会	略	略	略	略
伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議	略	略	略	略	伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議	略	略	略	略
伊勢市新産業創出支援事業審査委員会	略	略	略	略	伊勢市新産業創出支援事業審査委員会	略	略	略	略
伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	略	略	略	略	伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	略	略	略	略
伊勢市農村振興基本計画策定委員会	略	略	略	略	伊勢市農村振興基本計画策定委員会	略	略	略	略
伊勢市農業振興地域整備促	略	略	略	略	伊勢市農業振興地域整備促	略	略	略	略

		進協議会				
		伊勢市地域計画検討委員会	略	略	略	略
		伊勢市農業次世代人材投資事業評価会	略	略	略	略
		伊勢市観光振興基本計画推進委員会	略	略	略	略
		伊勢市宿泊税検討委員会	略	略	略	略
		伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会	略	略	略	略
		伊勢市上下水道事業審議会	略	略	略	略
	教育委員会	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
	病院事業管理	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		進協議会				
		伊勢市地域計画検討委員会	略	略	略	略
		伊勢市農業次世代人材投資事業評価会	略	略	略	略
		伊勢市観光振興基本計画推進委員会	略	略	略	略
		伊勢市宿泊税検討委員会	略	略	略	略
		伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会	略	略	略	略
		伊勢市上下水道事業審議会	略	略	略	略
	教育委員会	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
	病院事業管理	略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略
		略	略	略	略	略

者						者					
別表第2	略					別表第2	略				

議案第87号

伊勢市手数料徴収条例の一部改正について

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和7年9月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 土地又は建物について証明する場合は、土地は7筆までをもって、建物は7棟までをもって、土地及び建物を併せたときは7物件までをもって、それぞれ1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。

第2条第3項を削る。

別表第1に次のように加える。

4 土地又は建物に関する証明書の 交付（1の項及び前項に掲げるものを除く。）	1件につき 200円
---	------------

備考 3の項及び4の項の規定の適用については、第2条第2項第4号の規定にかかわらず、土地は5筆までをもって、建物は5棟までをもって、土地及び建物を併せたときは5物件までをもって、それぞれ1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する証明書に係る手数料について適用し、同日前に交付する証明書に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、固定資産税に関する証明書の作成方法の変更に伴い、同証明書の交付に係る手数料を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前												
第1条 略 (徴収する手数料) 第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1から別表第12までに定めるとおりとする。 2 別表第1から別表第12までに掲げる1件とは、次の各号による。 (1) 2種類以上の事項を一括して証明するときは、1種ごとに1件とする。 (2) 2人以上列記して証明するときは、1人1種ごとに1件とする。 (3) 同一事項について2通以上の証明書を交付するときは、1通を1件とする。 (4) <u>土地又は建物について証明する場合は、土地は7筆までをもって、建物は7棟までをもって、土地及び建物を併せたときは7物件までをもって、それぞれ1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。</u> (5) 閲覧に関しては、住民基本台帳は20人、公簿は1冊、公文書は1事件、土地の図面は1枚をもって1件とする。	第1条 略 (徴収する手数料) 第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1から別表第12までに定めるとおりとする。 2 別表第1から別表第12までに掲げる1件とは、次の各号による。 (1) 2種類以上の事項を一括して証明するときは、1種ごとに1件とする。 (2) 2人以上列記して証明するときは、1人1種ごとに1件とする。 (3) 同一事項について2通以上の証明書を交付するときは、1通を1件とする。 (4) <u>土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。</u> (5) 閲覧に関しては、住民基本台帳は20人、公簿は1冊、公文書は1事件、土地の図面は1枚をもって1件とする。 3 <u>土地は7筆、建物は7棟又は土地建物を併せた場合は7筆(棟)までをもって1件(1件に満たない端数があるときは、1件とする。)</u>とする。												
第3条～第10条 略 別表第1(第2条関係) 地方税法(昭和25年法律第226号)関係	第3条～第10条 略 別表第1(第2条関係) 地方税法(昭和25年法律第226号)関係												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</td><td>1枚につき 200円</td></tr> <tr> <td>2 地方税法第382条の2の規定に基づく固</td><td>1件につき 200円</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	1枚につき 200円	2 地方税法第382条の2の規定に基づく固	1件につき 200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</td><td>1枚につき 200円</td></tr> <tr> <td>2 地方税法第382条の2の規定に基づく固</td><td>1件につき 200円</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	金額	1 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	1枚につき 200円	2 地方税法第382条の2の規定に基づく固	1件につき 200円
手数料を徴収する事務	金額												
1 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	1枚につき 200円												
2 地方税法第382条の2の規定に基づく固	1件につき 200円												
手数料を徴収する事務	金額												
1 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	1枚につき 200円												
2 地方税法第382条の2の規定に基づく固	1件につき 200円												

定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)を閲覧(同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)に供する事務		定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)を閲覧(同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)に供する事務	
3 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	1件につき 200円	3 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)	1件につき 200円
4 <u>土地又は建物に関する証明書の交付(1の項及び前項に掲げるものを除く。)</u>	1件につき 200円		
<u>備考 3の項及び4の項の規定の適用については、第2条第2項第4号の規定にかかわらず、土地は5筆までをもって、建物は5棟までをもって、土地及び建物を併せたときは5物件までをもって、それぞれ1件とする。ただし、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。</u>			
別表第2～別表第12 略		別表第2～別表第12 略	

議案第 88 号

伊勢やすらぎ公園墓地基金条例の制定について

伊勢やすらぎ公園墓地基金条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢やすらぎ公園墓地基金条例

(設置)

第1条 伊勢やすらぎ公園墓地の円滑な運営を図るため、伊勢やすらぎ公園墓地基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(説 明)

これは、伊勢やすらぎ公園墓地の円滑な運営を図ることを目的とした伊勢やすらぎ公園墓地基金を設置するため、条例を制定しようとするものである。

議案第 89 号

伊勢市歴史博物館条例の制定について

伊勢市歴史博物館条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市歴史博物館条例

(設置)

第1条 伊勢市の歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示するとともに、これらに関する調査研究を行うことにより、本市の文化の向上及び発展に資するため、伊勢市歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 博物館は、伊勢市岩淵1丁目2番29号に置く。

(事業)

第3条 博物館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料に関する調査研究に関すること。
- (3) 歴史、民俗等に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業

(観覧料金)

第4条 博物館の展示室において展示する資料等（以下「展示物」という。）を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める観覧料金を納付しなければならない。

2 観覧料金は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料金の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料金を減免することができる。

(観覧料金の不還付)

第6条 既納の観覧料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別利用の許可)

第7条 学術研究等のため、資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、資料の保全上又は博物館の管理上必要な条件を付することができる。

(入館の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認める者
- (2) 展示物を損傷し、又は損傷するおそれがあると認める者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他博物館の管理上支障があると認める者

(禁止行為)

第9条 博物館に入館する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 指定の場所以外の場所で、飲食すること。
- (3) 危険物、不潔な物品又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込むこと。
- (4) 騒音、奇声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為
- (5) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (6) その他博物館の管理上支障があると認める行為

(損害賠償)

第10条 観覧者その他博物館に入館した者は、故意又は過失により、博

物館の施設、展示物、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営協議会の設置等)

第 11 条 市長の附属機関として、伊勢市歴史博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、博物館の運営に関する事項を調査審議すること。
- (2) 前号に規定する事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第 12 条 運営協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 14 条 運営協議会に、特別の事項について調査審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 運営協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。
- 6 専門委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第 15 条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(資料の提出その他の協力)

第 16 条 運営協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第 4 条関係）

観覧料金

種別	一般
個人	300 円
団体（20 人以上の場合に限る。）	1 人につき 240 円

備考 この表において、「一般」とは、18歳以上の者（高等学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）をいう。

（説 明）

これは、伊勢市歴史博物館を設置するにつき、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案第 90 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項及び第 7 条中「保険医療機関」を「保険医療機関等」に改める。

第 8 条中「保険医療機関において」を「保険医療機関等において」に、「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける場合
- (2) 受給資格者又は保護者等が受給資格証の提示に代えて電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報（福祉医療費の助成の申請に必要な情報を含む。）を取得し、及び閲覧することができる
とき。

第 9 条第 3 項及び第 4 項中「保険医療機関において」を「保険医療機関等において」に、「当該保険医療機関」を「当該保険医療機関等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、保険医療機関等において受給資格証の提示を不要とする場合を追加するとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条 略 (用語の意義) 第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2～8 略 9 この条例において「保険医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱うものをいう。 10・11 略 第3条～第6条 略 (証明書料の助成) 第7条 市長は、受給資格者又は保護者等が福祉医療費の助成の申請のために<u>保険医療機関等</u>から当該申請に係る医療に関する給付に関する証明を受けた場合において、当該証明に要する費用を要したときは、当該費用について、その者に対し、規則で定める額を証明書料として助成する。ただし、助成の対象とならない福祉医療費に係る証明書料を除く。 (受給資格証の提示) 第8条 受給資格者又は保護者等が福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、<u>保険医療機関等</u>において医療に関する給付を受ける際に、<u>当該保険医療機関等</u>に対し受給資格証を提示しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) <u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける場合</u> (2) <u>受給資格者又は保護者等が受給資格証の提示に代えて電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。)の方法を用いる場合で、保険医療機関等が助成対象者の資格に係る情報(福祉医療費の助成の申請に必要な情報を含む。)を取得し、及び閲覧することができるとき。</u>	第1条 略 (用語の意義) 第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2～8 略 9 この条例において「保険医療機関」とは、病院、診療所、薬局等医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱うものをいう。 10・11 略 第3条～第6条 略 (証明書料の助成) 第7条 市長は、受給資格者又は保護者等が福祉医療費の助成の申請のために<u>保険医療機関</u>から当該申請に係る医療に関する給付に関する証明を受けた場合において、当該証明に要する費用を要したときは、当該費用について、その者に対し、規則で定める額を証明書料として助成する。ただし、助成の対象とならない福祉医療費に係る証明書料を除く。 (受給資格証の提示) 第8条 受給資格者又は保護者等が福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、<u>保険医療機関</u>において医療に関する給付を受ける際に、<u>当該保険医療機関</u>に対し受給資格証を提示しなければならない。ただし、<u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける者については、この限りでない。</u>

(助成の方法) 第9条 福祉医療費及び証明書料の助成は、規則で定めるところにより、受給資格者又は保護者等の助成の申請により行う。 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、受給資格者が市長の認める<u>保険医療機関等において医療</u>に関する給付を受けた場合においては、証明書料の助成は、証明書料として助成すべき額を<u>当該保険医療機関等</u>に支払うことにより行うことができる。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である受給資格者が市長の認める<u>保険医療機関等において医療</u>に関する給付を受けた場合においては、福祉医療費の助成は、福祉医療費として助成すべき額を<u>当該保険医療機関等</u>に支払うことにより行うことができる。 第10条～第15条 略	(助成の方法) 第9条 福祉医療費及び証明書料の助成は、規則で定めるところにより、受給資格者又は保護者等の助成の申請により行う。 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、受給資格者が市長の認める<u>保険医療機関において医療</u>に関する給付を受けた場合においては、証明書料の助成は、証明書料として助成すべき額を<u>当該保険医療機関</u>に支払うことにより行うことができる。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である受給資格者が市長の認める<u>保険医療機関において医療</u>に関する給付を受けた場合においては、福祉医療費の助成は、福祉医療費として助成すべき額を<u>当該保険医療機関</u>に支払うことにより行うことができる。 第10条～第15条 略
---	---

議案第 91 号

伊勢市子育て支援センター条例の一部改正について

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市子育て支援センター条例（令和元年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市明倫子育て支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市明倫子育て支援センターを廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後		改正前	
第1条 略 (名称及び位置)		第1条 略 (名称及び位置)	
第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
		伊勢市明倫子育て支援センター	伊勢市吹上2丁目11番42号
伊勢市子育て支援センターきらら館	略	伊勢市子育て支援センターきらら館	略
伊勢市しごう子育て支援センター	略	伊勢市しごう子育て支援センター	略
伊勢市二見子育て支援センター	略	伊勢市二見子育て支援センター	略
伊勢市小俣子育て支援センター	略	伊勢市小俣子育て支援センター	略
伊勢市御菌子育て支援センター	略	伊勢市御菌子育て支援センター	略
伊勢市駅前子育て支援センター	略	伊勢市駅前子育て支援センター	略
第3条～第6条 略		第3条～第6条 略	

議案第 92 号

伊勢やすらぎ公園墓地条例の制定について

伊勢やすらぎ公園墓地条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢やすらぎ公園墓地条例

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地として、伊勢やすらぎ公園墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

(位置)

第2条 墓地は、伊勢市旭町444番地1に置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓所 墳墓等を設置するため区画された墓地の区域をいう。
- (2) 永代管理個人墓地 第6条において準用する第5条第1項の許可を受けた墓所であって、市が管理するものをいう。
- (3) 焼骨等 焼骨、焼骨に代わる遺品その他これらに準ずるものをいう。
- (4) 墳墓等 焼骨等を埋蔵する施設及びこれに付随する碑石等の工作物をいう。

(目的外使用の禁止)

第4条 墓所は、焼骨等の埋蔵の目的以外に使用することはできない。

(一般使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請して、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可（以下「一般使用許可」という。）をしたときは、一般使用許可証を交付する。
- 3 一般使用許可には、墓地の管理上必要な範囲内で制限又は条件を付す

ることができる。

- 4 一般使用許可証の交付を受けた者は、当該一般使用許可証を亡失し、又は当該一般使用許可証が滅失したときは、その旨を市長に届け出て、一般使用許可証の再交付を受けなければならない。

(永代管理使用の許可)

第6条 前条の規定は、一般使用許可を受けた墓所を永代管理個人墓地として使用しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「一般使用許可」とあるのは「永代管理使用許可」と、同項及び同条第4項中「一般使用許可証」とあるのは「永代管理使用許可証」と、同条第3項中「一般使用許可」をあるのは「永代管理使用許可」と読み替えるものとする。

(一般使用許可等を受けることができる者)

第7条 一般使用許可を受けることができる者は、営利を目的としない者とする。

- 2 永代管理使用許可を受けることができる者は、前項に規定するもののほか、自己の死亡後に自己に代わって引き続き墓所を使用しようとする者（祭祀を主宰する者に限る。）がいない60歳以上の者であって、自己の死亡後にその焼骨等の埋蔵をすることを希望するものとする。

(永代管理個人墓地の使用及び管理)

第8条 永代管理個人墓地の使用及び管理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 永代管理個人墓地には、永代管理使用許可において定める者の焼骨等に限る、埋蔵することができる。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
- (2) 永代管理使用許可を受けた墓所に設置された墳墓等の所有権は、永代管理使用許可の日又は次条第3項の永代管理手数料の納付の日のいずれか遅い日の翌日において市に帰属する。

- (3) 永代管理個人墓地及び当該永代管理個人墓地に設置された墳墓等は、当該永代管理個人墓地に係る永代管理使用許可において定める者の全ての者が死亡した時から33年を経過するまでの間は、市が管理する。
- (4) 市長は、前号に規定する期間が経過したときは、当該墳墓等を撤去し、当該永代管理個人墓地に埋蔵されている焼骨等を所定の場所に改葬するものとする。
- (5) 永代管理個人墓地に係る第16条の規定の適用については、同条中「当該墓所を原状に復して返還しなければならない」とあるのは、「当該永代管理個人墓地に埋蔵されている焼骨等を改葬しなければならない」とする。

(使用料等)

第9条 一般使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、墓所1平方メートルにつき年額900円の管理手数料を納付しなければならない。

3 永代管理使用許可を受けた使用者は、別表第2に定める永代管理手数料を納付しなければならない。この場合において、永代管理手数料の納付があったときは、その納付後における管理手数料は、徴収しない。

(使用料等の納付)

第10条 使用料は、一般使用許可を受けた際に納付しなければならない。

2 管理手数料は、毎年度、規則で定めるところにより、当該年度分を納付しなければならない。

3 永代管理手数料は、永代管理使用許可を受けた際に納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第11条 既納の使用料、管理手数料及び永代管理手数料は、還付しない。

ただし、市長は、未使用の場合に限り、使用料、管理手数料及び永代管理手数料の全部又は一部を還付することができる。

(管理手数料の減免等)

第12条 市長は、使用者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、管理手数料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(墳墓等の設置等の制限等)

第13条 市長は、墓所における墳墓等の設置（設置した墳墓等の改造を含む。）につき墓地の管理上必要な制限を付し、若しくは条件を付し、又は措置を命ずることができる。

2 墳墓等の規格は、市長が別に定める。

(変更の届出)

第14条 使用者は、氏名、住所その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用者の地位の承継等)

第15条 使用者の死亡その他の理由により新たに祭祀を主宰する者となった者は、市長の承認を受けて、墓所の使用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、永代管理使用許可を受けた使用者の地位は、承継することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による承継をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 第1項又は第2項の場合を除くほか、墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(墓所の返還)

第16条 使用者は、墓所を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出て、当該墓所を原状に復して返還しなければならない。この場合において、第5条第2項の一般使用許可証（永代管理使用許可を受けている場合にあっては、一般使用許可証及び第6条において読み替えて準用する第5条第2項の永代管理使用許可証）を市長に返還するものとする。

(墓所を使用する権利の消滅)

第17条 墓所（永代管理使用許可を受けた墓所を除く。）を使用する権利は、当該墓所の使用者が死亡した日から5年又は当該使用者が所在不明となった後5年を経過し、かつ、当該使用者の地位を承継する者がいないときは、消滅する。

2 前項の規定により墓所を使用する権利が消滅したときは、市長は、当該墓所に設置された墳墓等を撤去し、又は当該墓所に埋蔵されている焼骨等を所定の場所に改葬することができる。

(行為の制限)

第18条 何人も、墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 墓地の施設及び設備を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 貼り紙等をし、又は広告を表示する行為
- (3) 行商、募金その他これらに類する行為
- (4) その他墓地の管理上支障があると認められる行為

(一般使用許可等の取消し)

第19条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般使用許可又は永代管理使用許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地に関する法令、この条例、この条例に基づく規則その他の規程

に違反したとき。

- (2) この条例の規定により付された条件又は第13条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、一般使用許可、永代管理使用許可若しくはこの条例の規定による承認を受け、又は管理手数料の徴収を免れたとき。

2 前項の規定により一般使用許可を取り消された者は、直ちに墓所を原状に復して返還しなければならない。この場合において、第5条第2項の一般使用許可証（永代管理使用許可を受けていた場合にあっては、一般使用許可証及び第6条において読み替えて準用する第5条第2項の永代管理使用許可証）を市長に返還するものとする。

3 第1項の規定による一般使用許可又は永代管理使用許可の取消しにより、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（墓所の変更等）

第20条 市長は、墓地の管理又は公共事業執行のため必要があると認めるときは、使用者に対し、墓所の変更若しくは返還又は墳墓等の移転若しくは改造を命ずることができる。

（損害賠償）

第21条 使用者その他墓地を利用する者は、故意又は過失により、墓地の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日までに解散前の公益財団法人伊勢市霊園公社が定めた規程によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

第3条 前条の規定により一般使用許可を受けたものとみなされる使用者であって市長が定めるものについては、第15条（第2項を除く。）の規定は、適用しない。

第4条 附則第2条の規定により永代管理使用許可を受けたものとみなされる使用者は、当該永代管理使用許可の取消しを市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出をした者に係る永代管理使用許可を取り消したときは、永代管理手数料のうち市長が定めるところにより算定した額に相当する金額を還付するものとする。

別表第1（第9条関係）

区分	墓所の面積	使用料
東向区画	2平方メートル	220,000円
	3平方メートル	324,000円
	4平方メートル	432,000円
	5平方メートル	540,000円
	6平方メートル	636,000円
	8平方メートル	856,000円
	10平方メートル	1,080,000円

西向区画	2 平方メートル	192, 000円
	3 平方メートル	288, 000円
	4 平方メートル	388, 000円
	6 平方メートル	588, 000円
きんもくせい	2 平方メートル	250, 000円
	3 平方メートル	360, 000円

別表第 2（第 9 条関係）

墓所の面積	永代管理手数料
2 平方メートル	660, 000円
3 平方メートル	869, 000円
4 平方メートル	1, 089, 000円
5 平方メートル	1, 309, 000円
6 平方メートル	1, 518, 000円
8 平方メートル	1, 958, 000円
10平方メートル	2, 420, 000円
12平方メートル	2, 838, 000円
20平方メートル	4, 565, 000円

備考 墓所の面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、永代管理手数料の額は、該当する墓所の面積の項に規定する永代管理手数料の額と当該永代管理手数料の額の 1 平方メートル当たりの額に当該端数を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

(説 明)

これは、伊勢やすらぎ公園墓地を設置するにつき、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案第 93 号

いせ市民活動センター条例の一部改正について

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

伊勢市条例第 号

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例

いせ市民活動センター条例（平成17年伊勢市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市黒瀬町562番地12」を「伊勢市岩淵1丁目2番29号」に改める。

第6条第4号中「業務」の次に「(市長が指定する業務を除く。)」を加える。

第7条中「午後6時」を「午後10時」に改める。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

北館施設等利用料金設定上限額

1 施設

区分		金額（1時間当たり）	備品
ホール	全体利用	円 1,210	所定の備付備品の利用料金を含む。
	1	770	〃
	2	440	〃
会議室		220	〃

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

2 冷暖房設備

区分		金額（1時間当たり）
ホール	全体利用	円

		990
	1	660
	2	330
会議室		220

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

3 附属器具

区分	名称	単位	金額（1時間当たり）	備考
照明設備	コンセント	1口	円 60	持込備品1KWにつき
音響設備	拡声装置	1式	300	マイク1本を含む。
	マイクロホン	1本	180	
	ワイヤレス装置	1回路	300	マイク1本を含む。
	プレーヤー	1台	150	
舞台設備等	ビデオプロジェクター	1式	880	
	長机	1脚	30	
	椅子	1脚	10	
パネル	展示用パネル	1枚	60	

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(説 明)

これは、いせ市民活動センターの改修の完了に伴い、移転前の事業を行う場所への位置の変更、利用料金の見直し等のため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条 略 (位置) 第2条 センターは、<u>伊勢市岩淵1丁目2番29号</u>に置く。 第3条～第5条 略 (指定管理者が行う業務) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) センターの維持管理に関する業務<u>(市長が指定する業務を除く。)</u> (5) 略 (開館時間) 第7条 センターの開館時間は、午前9時から<u>午後10時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。 (休館日) 第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) 略 <u>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</u> 第9条～第13条 略 (利用料金の納入) 第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。 第15条～第22条 略 別表第1 略 <u>別表第2(第14条関係)</u> <u>北館施設等利用料金設定上限額</u>	第1条 略 (位置) 第2条 センターは、<u>伊勢市黒瀬町562番地12</u>に置く。 第3条～第5条 略 (指定管理者が行う業務) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) センターの維持管理に関する業務 (5) 略 (開館時間) 第7条 センターの開館時間は、午前9時から<u>午後6時まで</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。 (休館日) 第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) 略 <u>(2) 毎月第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日</u> <u>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</u> 第9条～第13条 略 (利用料金の納入) 第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。 第15条～第22条 略 別表第1 略 <u>別表第2(第14条関係)</u> <u>北館施設等利用料金設定上限額</u>

1 施設

区分		金額(1時間当たり)	備品
ホール	全体利用	円 1,210	所定の備付備品の利用料金を含む。
	1	770	〃
	2	440	〃
会議室		220	〃

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

2 冷暖房設備

区分		金額(1時間当たり)
ホール	全体利用	円 990
	1	660
	2	330
会議室		220

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

3 附属器具

区分	名称	単位	金額(1時間当たり)	備考
照明設備	コンセント	1口	円	持込備品 1KWにつ

1 施設

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外又は超過時間	備品
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	1時間当たり	
ホール	円 3,230	円 4,850	円 4,850	円 12,940	円 1,280	所定の備付備品の利用料金を含む。

2 冷暖房設備

区分	1時間当たり
ホール	1,280円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

3 附属器具

区分	名称	1回につき	金額	備考
照明設備	コンセント	1口	円 210	持込備品 1KWにつき
音響設備	拡声装置	1式	1,070	マイク1

			60	き	
音響設備	拡声装置	1式	300	マイク1本を含む。	
	マイクロホン	1本	180		
	ワイヤレス装置	1回路	300	マイク1本を含む。	
	プレーヤー	1台	150		
舞台設備等	ビデオプロジェクター	1式	880		
	長机	1脚	30		
	椅子	1脚	10		
パネル	展示用パネル	1枚	60		
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。					

備				本を含む。	
	マイクロホン	1本	630		
	ワイヤレス装置	1回路	1,070	マイク1本を含む。	
	カセットデッキ	1台	750		
	プレーヤー	1台	530		
舞台設備等	ビデオプロジェクター	1式	3,230		
	長机	1脚	100	北館のみ	
	椅子	1脚	30	北館のみ	
パネル	展示用パネル	1枚	210		
備考 この表に定める利用料金は、午前、午後及び夜間を各1回、全日を3回として計算するものとする。					

議案第 94 号

伊勢市上水道給水条例及び伊勢市公共下水道条例の一部改正につい

て

伊勢市上水道給水条例及び伊勢市公共下水道条例の一部を改正する条例

を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市上水道給水条例及び伊勢市公共下水道条例の一部を改正する 条例

(伊勢市上水道給水条例の一部改正)

第1条 伊勢市上水道給水条例(平成17年伊勢市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項ただし書の場合における他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。次条第2項、第36条第2号及び第39条第2項において同じ。)」を加え、同条第3項中「管理者」の次に「(第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)」を加える。

第12条第1項及び第15条中「管理者」の次に「(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)」を加える。

第16条第1項中「管理者が」を「管理者(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)が」に改める。

第39条第2項中「管理者又は」を「管理者(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)又は」に改める。

(伊勢市公共下水道条例の一部改正)

第2条 伊勢市公共下水道条例(平成17年伊勢市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（管理者が定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 管理者が定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（法第3条第2項の規定により公共下水道を設置する都道府県知事及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）が排水設備等の新設等の工事を行うことについての指定をした者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備等の新設等の工事の実施について、特例を定めるため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市上水道給水条例（第1条関係）

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第4条 略 第2章 給水装置の工事及び費用 第5条～第9条 略 （給水装置工事の施行） 第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者（前項ただし書の場合における他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者を含む。次条第2項、第36条第2号及び第39条第2項において同じ。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により、管理者（第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。）が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 （給水管及び給水用具の指定） 第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び	第1章 総則 第1条～第4条 略 第2章 給水装置の工事及び費用 第5条～第9条 略 （給水装置工事の施行） 第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 （給水管及び給水用具の指定） 第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び

当該取付口から水道メーターまでの工事に 関する工法、工期その他の工事上の条件を 指示することができる。 (工事費の算出方法) 第12条 管理者(第10条第1項ただし書の場合 における他の市町村長を含む。)が施行する 給水装置工事の工事費は、次の合計額とす る。 (1)～(6) 略 2・3 略 第13条・第14条 略 (給水装置所有権の移転の時期) 第15条 管理者(第10条第1項ただし書の場合 における他の市町村長を含む。)が給水装置 工事を施行した場合における当該給水装置 の所有権移転の時期は、当該給水装置工事 の工事費が完納された時とし、その管理は、 当該工事の工事費が完納されるまでの間に おいても工事申込者の責任とする。 (工事費の未納の場合の措置) 第16条 管理者(第10条第1項ただし書の場合 における他の市町村長を含む。)が施行した 給水装置工事の工事費を、工事申込者が指 定期限内に納入しないときは、管理者は、 その給水装置を撤去することができる。 2 略 第17条・第18条 略 第3章 給水 第19条～第28条 略 第4章 料金、手数料及び工事負担金 第29条～第35条 略 (手数料) 第36条 手数料は、次の各号の区分により、 申込者から申込みの際これを徴収する。た だし、管理者が特別の理由があると認めた ときは、申込み後、徴収することができる。 (1) 略 (2) 第10条第2項の設計審査、工事検査そ の他の指定給水装置工事事業者が施行す る給水装置工事に係る業務をするとき。 ア及びイに掲げる業務の区分に応じ、 それぞれア及びイに定める額	当該取付口から水道メーターまでの工事に 関する工法、工期その他の工事上の条件を 指示することができる。 (工事費の算出方法) 第12条 管理者が施行する給水装置工事の工 事費は、次の合計額とする。 (1)～(6) 略 2・3 略 第13条・第14条 略 (給水装置所有権の移転の時期) 第15条 管理者が給水装置工事を施行した場 合における当該給水装置の所有権移転の時 期は、当該給水装置工事の工事費が完納さ れた時とし、その管理は、当該工事の工事 費が完納されるまでの間においても工事申 込者の責任とする。 (工事費の未納の場合の措置) 第16条 管理者が施行した給水装置工事の工 事費を、工事申込者が指定期限内に納入し ないときは、管理者は、その給水装置を撤 去することができる。 2 略 第17条・第18条 略 第3章 給水 第19条～第28条 略 第4章 料金、手数料及び工事負担金 第29条～第35条 略 (手数料) 第36条 手数料は、次の各号の区分により、 申込者から申込みの際これを徴収する。た だし、管理者が特別の理由があると認めた ときは、申込み後、徴収することができる。 (1) 略 (2) 第10条第2項の設計審査、工事検査そ の他の指定給水装置工事事業者が施行す る給水装置工事に係る業務をするとき。 ア及びイに掲げる業務の区分に応じ、 それぞれア及びイに定める額
---	---

ア・イ 略 (3)～(8) 略 第36条の2・第37条 略 第5章 管理 第38条 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>管理者(第10条第1項ただし書の場合における他の市町村長を含む。)</u>又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第40条・第41条 略 第6章 貯水槽水道 第42条・第43条 略 第6章の2 布設工事監督者の配置基準等及び水道技術管理者の資格基準 第43条の2～第43条の4 略 第7章 雑則 第44条 略 第8章 罰則 第45条・第46条 略	ア・イ 略 (3)～(8) 略 第36条の2・第37条 略 第5章 管理 第38条 略 (給水装置の基準違反に対する措置) 第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が<u>管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでない</u>ときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第40条・第41条 略 第6章 貯水槽水道 第42条・第43条 略 第6章の2 布設工事監督者の配置基準等及び水道技術管理者の資格基準 第43条の2～第43条の4 略 第7章 雑則 第44条 略 第8章 罰則 第45条・第46条 略
--	--

伊勢市公共下水道条例（第2条関係）

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第2条 略 第2章 排水設備の設置等	第1章 総則 第1条～第2条 略 第2章 排水設備の設置等

第3条・第4条 略 (排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、管理者が指定した業者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 (1) <u>管理者が定める軽微な工事</u> (2) <u>災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(法第3条第2項の規定により公共下水道を設置する都道府県知事及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。)が排水設備等の新設等の工事を行うことについての指定をした者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事</u> 2 略 第6条 略 第3章 公共下水道の使用 第7条～第17条 略 第3章の2 公共下水道の構造及び維持管理の基準 第17条の2～第17条の7 略 第4章 雑則 第18条～第25条 略 第5章 罰則 第26条～第28条 略	第3条・第4条 略 (排水設備等の工事の実施) 第5条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者が指定した業者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 2 略 第6条 略 第3章 公共下水道の使用 第7条～第17条 略 第3章の2 公共下水道の構造及び維持管理の基準 第17条の2～第17条の7 略 第4章 雑則 第18条～第25条 略 第5章 罰則 第26条～第28条 略
---	---

議案第 95 号

伊勢市消防団条例の一部改正について

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居住して」を「居住し、勤務し、又は在学して」に改める。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 第4条第1号に掲げる資格を有しなくなったとき。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条の見出しを「（退職）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（説 明）

これは、消防団員の入団資格を緩和し、及び定年による退職を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条～第3条 略 (任命) 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。 (1) <u>市内に居住し、勤務し、又は在学していること。</u> (2)・(3) 略 第5条 略 (分限) 第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。 (1)～(4) 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その身分を失う。 (1)・(2) 略 <u>(3) 第4条第1号に掲げる資格を有しなくなったとき。</u> 第7条 削除	第1条～第3条 略 (任命) 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。 (1) <u>市内に居住していること。</u> (2)・(3) 略 第5条 略 (分限) 第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。 (1)～(4) 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その身分を失う。 (1)・(2) 略 <u>(3) 市外に転出したとき。</u> <u>(定年による退職)</u> 第7条 <u>団員は、年齢60歳に達したときは、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職しなければならない。ただし、団長及び副団長は、この限りでない。</u> 2 <u>前項本文の規定にかかわらず、団長は、定年に達した団員が同項本文の規定により退職すべきこととなる場合において、当該団員の退職に伴う減員により消防団の運営に著しい支障が生じると認めるときは、当該団員の年齢が64歳に達した日以後における最初の3月31日までの間に限り、期限を定めて定年を延長することができる。</u> 3 <u>団長は、前項の規定による定年の延長をする場合は、当該団員の同意を得なければならない。</u> 4 <u>団長は、第2項の規定により延長された期限が到来する前に同項に定める事由が有しなくなったと認めるときは、当該団員の同意を得て、又は退職の願い出があったときは、退職させることができる。</u>

<u>(退職)</u> 第8条 団員が退職しようとするときは、あらかじめ、文書をもって任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。 第9条～第19条 略	<u>(定年前の退職)</u> 第8条 団員が退職しようとするときは、あらかじめ、文書をもって任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。 第9条～第19条 略
---	---

議案第 96 号

いせ市民活動センターの指定管理者の指定内容の変更について

いせ市民活動センターの指定管理者の指定内容を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理施設

いせ市民活動センター

2 指定管理者

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 変更の内容

(1) 指定管理施設の位置の変更

変更前 伊勢市黒瀬町 562 番地 12

変更後 伊勢市岩淵 1 丁目 2 番 29 号

(2) 指定管理者が行う業務の範囲の変更

ア 北館施設の範囲

変更前 北館施設（建物の全部）

変更後 北館施設（建物の 1 階及び地階の部分）

イ 維持管理に関する業務

変更前 センターの維持管理に関する業務

変更後 センターの維持管理に関する業務（市長が指定する業務を除く。）

5 変更の時期

変更前 いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和 7 年
伊勢市条例第 号）の施行の日の前日まで

変更後 いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行の日
から

（説 明）

これは、いせ市民活動センターの改修完了により事業を行う場所を
移転前の位置に戻すこと等に伴い、指定管理者の指定内容を変更する
ため、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 97 号

高向小俣線道路整備工事の請負契約について

高向小俣線道路整備工事の請負契約を次のようにするものとする。

令和 7 年 9 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

高向小俣線道路整備工事

(概要)

施工延長 146 メートル

地盤改良工

2 契約の方法

要件付一般競争入札

3 契約金額

246,719,000 円

4 契約の相手方

西邦・浜口特定建設工事共同企業体

代表者 伊勢市下野町 600 番地 13

株式会社西邦建設

代表取締役 西口 竜矢

構成員 伊勢市村松町 3990 番地
浜口土木株式会社
代表取締役 濱口 祐彦

(説 明)

これは、高向小俣線道路整備工事の請負契約について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

入札結果調書

開札日 令和 7 年 8 月 5 日
工事番号及び工事名 令和 7 年度道整第 1 号 高向小俣線道路整備工事
工事場所 伊勢市小俣町元町地内
工期 市議会議決の日から359日間以内

入札の方法 要件付一般競争入札

入札者		住 所	入札額（円）	順位	摘 要
1	西邦・浜口特定建設工事共同企業体	伊勢市下野町600番地13	224,290,000	1	
2	宮本・近藤特定建設工事共同企業体	伊勢市辻久留3丁目5番52号	224,780,000		
3	朝日丸・西山・海老屋特定建設工事共同企業体	伊勢市小木町604番地3	227,280,000		
4	山野・磯部特定建設工事共同企業体	伊勢市浦口4丁目1番11号	229,550,000		
5	森・下・北嘉特定建設工事共同企業体	伊勢市円座町1005番地	230,000,000		

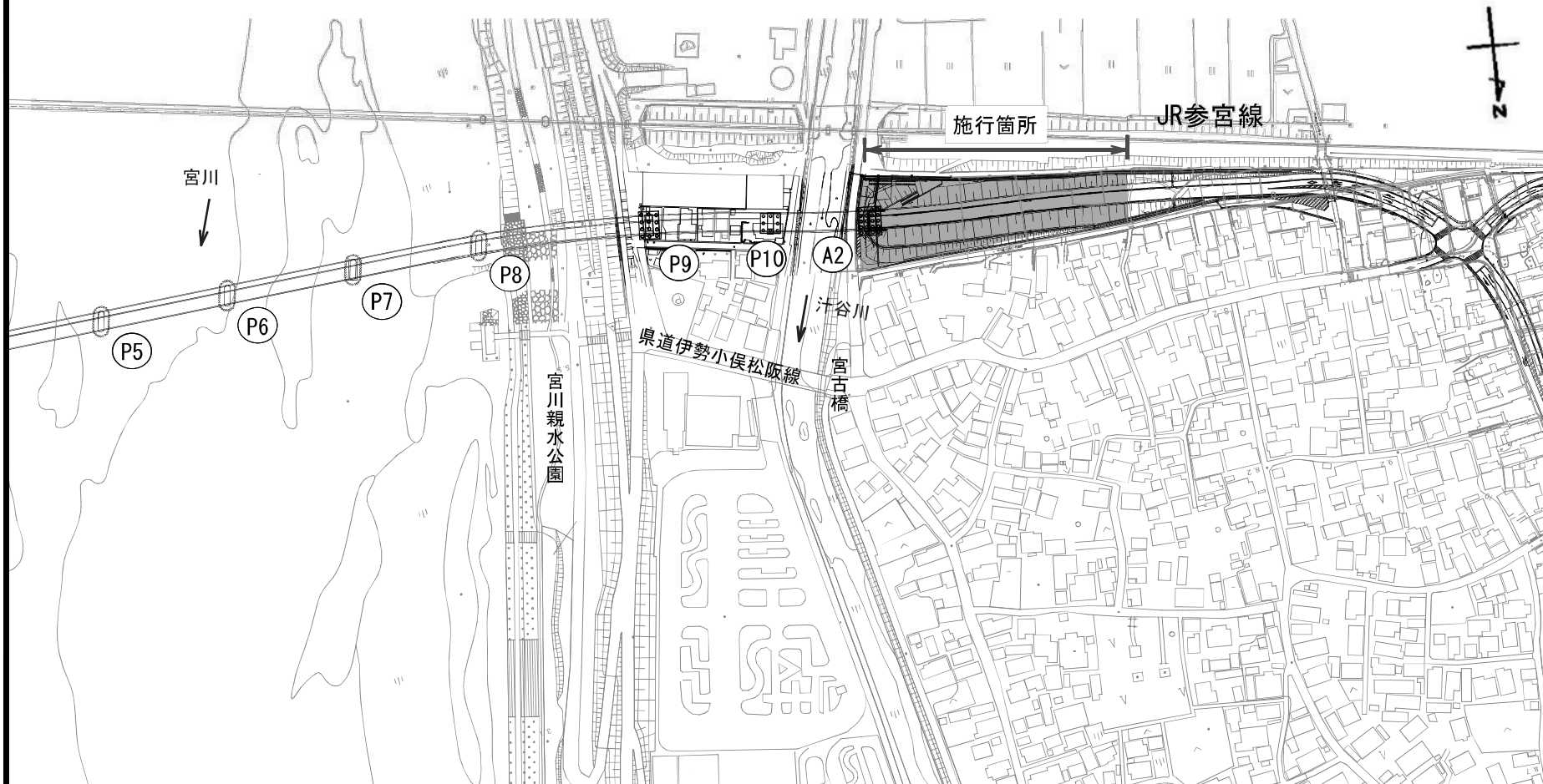
上記金額は、税抜きの額で表示しています。

請負金額(税込み) 246,719,000 円 (最低制限価格(税抜き)) 212,935,000円 予定価格 (入札書比較価格(税抜き)) 236,595,000 円

御園町側

平面図

小俣町側



議案第 98 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度
橋梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約の変更
について

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋梁
架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】の受託事業契約について、次のと
おり変更する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和 5 年度～令和 7 年度橋
梁架替（下部工）工事（P 3～P 5 橋脚）】

2 変更内容

契約金額

変更前	2,400,000,000 円
変更後	2,302,894,000 円
変更による減額	97,106,000 円

3 契約の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

4 変更の理由

橋脚基礎の支持層の位置について、ボーリング調査の結果と現場の状況に相違が生じる場合を考慮して事業費を算定していたところ、当初の計画どおりの位置で施工が完了したことにより、事業費の減額が生じたため。

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業【令和５年度～令和７年度橋梁架替（下部工）工事（P３～P５橋脚）】の受託事業契約について、契約金額を変更するため、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事の請負契約について

伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事の請負契約を次のようにするものとする。

令和7年9月8日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 契約の対象

伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事
(概要)

人工芝張り工 8,970 m²

2 契約の方法

要件付一般競争入札

3 契約金額

154,737,000 円

4 契約の相手方

伊勢市下野町 600 番地 13

株式会社西邦建設

代表取締役 西口 竜矢

(説 明)

これは、伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事について、この度契約の運びとなったので、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

入札結果調書

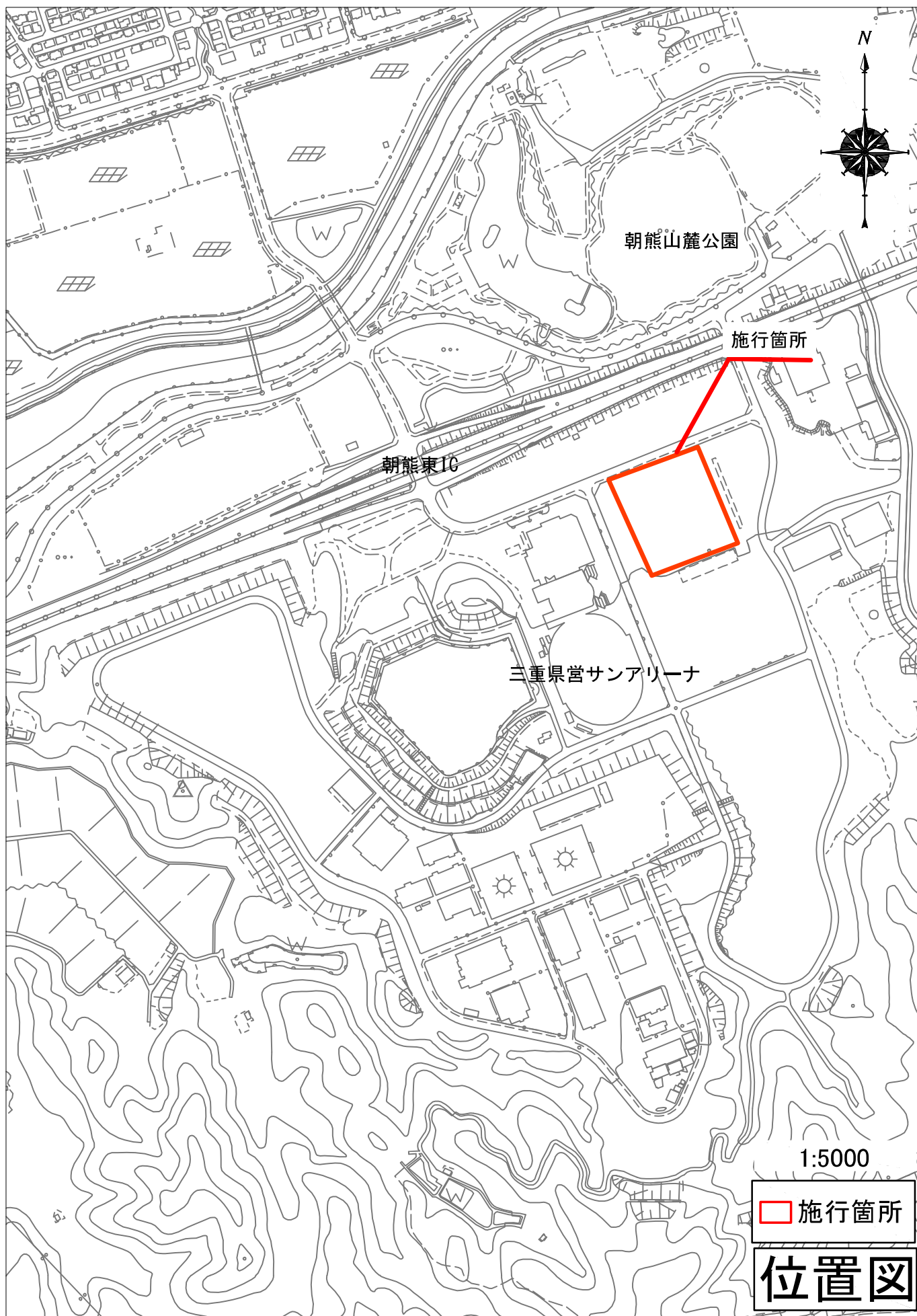
開札日 令和7年8月5日
工事番号及び工事名 令和7年度教ス工第2号 伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事
工事場所 伊勢市朝熊町地内
工期 市議会議決の日から令和8年2月27日まで

入札の方法 要件付一般競争入札

入札者		住 所	入札額（円）	順位	摘 要
1	株式会社西邦建設	伊勢市下野町600番地13	140,670,000	1	
2	朝日土木株式会社 伊勢営業所	伊勢市佐八町1660番地1	141,000,000		
3	マルヒロ産業株式会社	伊勢市小俣町宮前138番地	141,258,000		
4	宮本建設株式会社	伊勢市辻久留3丁目5番52号	142,100,000		
5	下建設株式会社	伊勢市小俣町元町689番地	142,450,000		
6	中津建設株式会社	伊勢市鹿海町1477番地1	143,000,000		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

請負金額(税込み) 154,737,000 円 予定価格
(最低制限価格(税抜き)) 130,900,000 円 (入札書比較価格(税抜き)) 145,445,000 円



報告第 11 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

項 目	比率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.74
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.74
		30.00
実 質 公 債 費 比 率	5.8	25.0
		35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{【繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額】}}{\text{標準財政規模}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額	0
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額	0
事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額	0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	31,447,643

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額【(A+B)-(C+D)】}}{\text{標準財政規模}}$$

—

(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
A	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額	0
B	公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の不足額の合計額	0
C	一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額	850,015
D	公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額	4,372,748
計【(A+B)-(C+D)】 ※黒字の場合は「0」と表示		0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	31,447,643

【実質公債費比率】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金【A】} + \text{準元利償還金【B】}) - (\text{特定財源【C】} + \text{基準財政需要額算入額【D】})}{\text{標準財政規模【E】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$

の3カ年平均

5.8%

(単位:千円)

【分子】	内 容	年度区分	決算額等
【A】元利償還金	一般会計等(普通会計)において支出した、地方債の元利償還金 (繰上償還及び借換債に係るものを除く。)	令和4年度	5,704,151
		令和5年度	5,737,331
		令和6年度	5,672,449
【B】準元利償還金	・満期一括償還地方債を、償還期間30年とする元金均等年賦償還した場合の1年当たりの元金償還金相当額 ・一般会計等から企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの ・組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ・一時借入金利子	令和4年度	2,024,945
		令和5年度	2,157,951
		令和6年度	2,049,869
【C】特定財源	元利償還金・準元利償還金の償還に充てたと認められる財源 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金)	令和4年度	1,000,402
		令和5年度	997,400
		令和6年度	1,177,757
【D】基準財政需要額 算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和4年度	5,311,810
		令和5年度	5,208,980
		令和6年度	5,112,701
計 (元利償還金【A】+準元利償還金【B】) - (特定財源【C】+基準財政需要額算入額【D】)		令和4年度	1,416,884
		令和5年度	1,688,902
		令和6年度	1,431,860

(単位:千円)

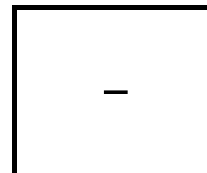
【分母】	内 容	年度区分	決算額等
【E】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	令和4年度	30,686,666
		令和5年度	31,213,487
		令和6年度	31,447,643
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	令和4年度	5,311,810
		令和5年度	5,208,980
		令和6年度	5,112,701
計 標準財政規模【E】－基準財政需要額算入額【D】		令和4年度	25,374,856
		令和5年度	26,004,507
		令和6年度	26,334,942

実質公債費比率(単年度) = $\frac{(\text{【A】} + \text{【B】}) - (\text{【C】} + \text{【D】})}{(\text{【E】} - \text{【D】})}$	令和4年度	5.5%
	令和5年度	6.4%
	令和6年度	5.4%

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額【A】} - \text{控除額【B】}}{\text{標準財政規模【C】} - \text{基準財政需要額算入額【D】}}$$



(単位:千円)

【分子】	内 容	決算額等
将来負担額【A】		94,890,668
	① 一般会計等の地方債現在高	54,459,985
	② 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	0
	③ 企業会計等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰出金見込額	32,689,817
	④ 組合等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの負担金等見込額	446,024
	⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	7,294,842
	⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0
	⑦ 連結実質赤字額	0
	⑧ 組合等の連結実質赤字額に対する負担見込額	0
控除額【B】		96,610,194
	a 充当可能基金額 (財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金)	17,166,884
	b 充当可能特定歳入見込額 (都市計画税、住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金等)	22,553,152
	c 地方債現在高に係る地方交付税基準財政需要額算入額	56,890,158
計 将来負担額【A】 - 控除額【B】 ※【A】-【B】 < 0 の場合は「0」と表示		0

(単位:千円)

【分母】	内 容	決算額等
【C】標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値	31,447,643
【D】基準財政需要額算入額	元利償還金・準元利償還金に係る地方交付税基準財政需要額算入額	5,112,701
計 標準財政規模【C】-基準財政需要額算入額【D】		26,334,942

報告第 12 号

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

【資金不足比率】＜法適用事業＞

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足額（一般会計等の実質赤字に相当するもの）

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債【A】} + \text{算入地方債の現在高【B】} - \text{流動資産【C】}) - \text{解消可能資金不足額【D】}}{\text{事業の規模【E】}(\text{営業収益} - \text{受託工事収益})}$$

（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの）

（単位：千円）

【分子】	内 容	病院事業	水道事業	下水道事業
【A】流動負債	流動負債の額から以下のものを除いた額 ・一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るもので、その支払財源に充てるため翌年度に地方債を起すこととしている額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	986,725	593,207	1,604,263
【B】算入地方債の現在高	建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高	0	0	0
【C】流動資産	流動資産の額から以下のものを除いた額 ・翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額 ・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額	2,562,647	2,622,141	2,372,155
【A】+【B】-【C】	正数の場合……資金不足 負数の場合……資金剰余 （資金不足額を0とする。）	▲ 1,575,922	▲ 2,028,934	▲ 767,892
【D】解消可能資金不足額	減価償却費を上回る元金償還金が発生するなど、構造的に資金不足が発生し、将来に解消が見込まれる額 ・資金不足額(【A】+【B】-【C】>0)が発生する場合のみ算定			
資 金 不 足 額 (【A】+【B】-【C】)-【D】		0	0	0

【分母】	事 業 の 規 模 【E】 (営業収益-受託工事収益)	病院事業	水道事業	下水道事業
		7,279,619	2,205,958	1,456,060

資 金 不 足 比 率	-	-	-
-------------	---	---	---